

令和7年度 指定障害福祉サービス事業者等運営指導 実施計画

1 指導重点事項

(1) 事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 人員の資格及び員数が基準を満たしているか。
- イ 介護給付費等の算定（加算・減算を含む。）が基準を満たしているか。また、算定の根拠となる記録等が適切に整備されているか。
- ウ 管理者が従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。
- エ 職場におけるハラスメントを防止するため、必要な措置を講じているか。

(2) 利用者の尊厳保持と利用者本位のサービス提供

- ア 利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、虐待防止責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、虐待を防止するための委員会の開催、及び従業者に対し、研修を定期的実施する等の措置を講じているか。
- イ 個別支援計画が利用者の個々の状況に即して作成（変更）されており、それに基づく適切な支援が行われているか。
- ウ 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、必要な事項を記録しているか。また、身体拘束等適正化のための委員会の開催、指針の整備、及び従業者に対し、研修を定期的実施する等の措置を講じているか。

(3) 利用者の安全確保と非常災害時における体制整備の強化・徹底

- ア 火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための実効性のある具体的計画が策定されているか。また、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策を講じているか。
- イ 業務継続計画（感染症、非常災害）の策定ならびに必要な研修及び訓練を定期的実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っているか。
- ウ 感染症の予防及びまん延の防止のため、委員会の開催、指針を整備するとともに、研修及び訓練を定期的実施する等必要な措置を講じているか。

2 指導対象の選定

(1) 指導対象

令和7年4月1日に現存（休止を除く。）する事業所及び年度途中で指定を受けた事業所を指導対象とする。

(2) 選定方法

- ア 指導対象の事業所のうち、相当の期間にわたって未実施となっている事業所を中心に選定する。
- イ 事業者間の均衡や事業者の負担を考慮し選定する。